

令和6年度 第2回 古賀市国民健康保険運営協議会 議事録（要旨）

【会議の名称】 令和6年度 第2回 古賀市国民健康保険運営協議会

【日時・場所】 令和6年8月20日（火） 19：00～20：30
古賀市役所 中会議室

【主な議題】 国民健康保険税率の検討
①令和5年度国民健康保険運営協議会からの申し送り事項について
②市国保の状況、今後の見込みについて

【傍聴者数】 0名

【出席委員】 6名
横田昌宏会長、芝尾郁恵会長代理、大岩久夫委員、森田正浩委員、
矢野洋子委員、長崎恵子委員
（欠席委員：藤井博文委員、中野恵里子委員、永嶋恵美委員）

【事務局】 6名
市民部長（柴田）、
市民国保課長（長野）、国保係長（前田）、国保係他2名
健康介護課健診指導係長（江野）

【配布資料】 ①国民健康保険税に関する令和6年度への申し送り事項
②「市国保税率」と「県が示す標準保険税率」の比較（令和6年度）
③国民健康保険財政の仕組み
④市国保の収支状況①
⑤市国保の収支状況②（医療分・後期分・介護納金分の内訳）
⑥【推計】市国保の収支状況③（国保税率に変更がない場合）
⑦【推計】市国保の収支状況④（国保税率を調整する場合）
⑧国民健康保険税の税率（2・5・7割軽減）
⑨子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）
⑩安定的な国民健康保険制度のために保険料水準の統一を目指します（啓発チラシ）

【会議の内容】

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 議事

(1) 国民健康保険税率の検討

①令和5年度国民健康保険運営協議会からの申し送り事項について（資料①～③）

- ・国保係長より資料説明

(委員) 国保税率を県単位で統一することだが、将来的には全国的な統一となるのか。都道府県単位でも被保険者数や財政状況、医療の状況に差があり、最終的には国が主導して全国的な統一を図るべき案件ではないか。

(古賀市) 国の方針では都道府県単位での統一を目指すこととされており、現時点では全国的な統一については示されていない。

(委員) 事務局の説明を聞き、国保税を上げざるを得ない状況ではないかと感じた。しかし、高齢者など現在の国保税も負担が大きいと感じている人が多く、国保税を上げる分のサービス提供を図るなど被保険者の金銭的・心理的負担の軽減が必要なのではないか。

(委員) 国保税を上げるしかない状況ならば、具体的な国保税率についての議論も必要になってくる。

(会長) 福岡県は県内統一の時期を具体的に示しているか。

(古賀市) 令和8年度に示される統一に向けたロードマップの中で具体的な時期が示されると考えている。

(会長) 現在の税率から、県が示している標準税率にする場合、古賀市では増額となるのか。

(古賀市) 増額となる人が多いと思われる。現在、特に応益割部分について、県が示す標準税率より古賀市の税率は低く抑えられている。

(会長) 古賀市は疾病予防などに取り組み医療費削減に努めているが、県内平均と比べると医療費は低いのか。

(古賀市) 県内市町村の中では突出して高いといった状況ではない。

(会長) 事務局の説明と委員の皆さんの議論を受け、国保税率を上げることについてはや

むを得ないと感じた。質問だが、資料1 ページ目「国民健康保険税に関する令和6年度の申し送り事項」の②については、「古賀市の場合標準税率に比べて応能割（所得割）が高く応益割（均等割・平等割）が低くなっており、これまでは所得が低い人でも最低限支払わなければならない部分の国保税が低く抑えられていた」という解釈でよいか。

（古賀市） お見込みのとおり、現在の古賀市の国保税率は、県が示す標準税率より応益割の割合が低いことから、どちらかという、低所得者層に配慮した税率になっている状況。

ただし、今後国保税率を改定する際には、応益割部分の税率の検討の上、比率を調整することが必要になってくると考えている。

（会長） 県が示す標準税率は、応能割と応益割の比率が約「45：55」とのことだが、県下統一となった場合はこの税率で統一されるのか。

（古賀市） 標準税率の応能割と応益割の比率は、その時点の県内の所得状況等によって変動するが、大きくは変わらないと考えている。

（会長） 資料1 ページ目「国民健康保険税に関する令和6年度の申し送り事項」③では「国保税の区分ごとに収支バランスを取る必要がある」とあるが、県内統一となった場合は県が定めるのか。

（古賀市） 資料2 ページ目「市国保税率」と「県が示す標準保険税率」の比較（令和6年度）で示している「県が示す標準税率」は、古賀市の被保険者数等の状況をもとに設定されている。将来、完全統一となる場合には、県内の被保険者の状況をもとに統一した税率が示されると考えられる。

（会長） 資料1 ページ目「国民健康保険税に関する令和6年度の申し送り事項」④の基金の活用に関連して、基金は何年度から設置されているか。

（古賀市） 平成30年度に国保制度改革があり現在の納付金制度に変わったことをきっかけに基金を設置した。

（会長） 基金とは黒字となった年の余剰分を赤字の年に補填し、国保財政が破綻しないための役割と考えて差し支えないか。

（古賀市） お見込みのとおり、何らかの要因で納付金の額が急増した場合等における補填や、今後国保税額を上げる必要となった場合にその上がり幅を緩やかにするために活用することを想定している。

（会長） 今後の税率改定は基金を活用しながらということであるが、古賀市としては基金にはどれくらい残額があれば突発的な状況にも対応できる、適切な運営ができると考えているか。

（古賀市） 基金はそもそも積み立てるために設置したものではない。税収と医療費等の収支で結果的に余剰が出た分を積み立てているものである。具体的な金額までは設定していないが、県下統一の中で基金に積み立てるべき一定の金額が示される可能性や、また何らかの要因で税収が落ち込むことも考えられるため、ある程度は残しておいた方がよいと考えている。

(委員) 基金は余剰が出た年に支払った被保険者の税金であるため、それが何年も積み立てられる状況は望ましくないと感じる。

(古賀市) ご意見のとおりだと考えている。ただし、基金を全て使ってしまった場合その後の突発的な事態に対応できず、税額を大幅に上げなければならない事態も起こりうるため、適切に取り崩しながら国保税率の激変緩和を図りたい。古賀市としても今後基金残高をさらに増やしていくことは想定していない。

(会長) それでは、これから先の協議会としての議論は申し送り事項を踏まえたうえで事務局の説明を聞きながら理解を深めていくということではよろしいか。

(各委員からの異論なし)

②市国保の状況、今後の見込みについて(資料④～⑩)

・国保係長より資料説明

(委員) 資料6ページ目「【推計】市国保の収支状況③」について、新型コロナウイルス感染症の流行時には受診控えにより医療費は下がったのか。

(古賀市) 新型コロナウイルス感染症による受診控えにより一時的に1人あたり医療費が下がった年度はあるが、その後は反動もあって伸びており、平均すると1人あたり医療費は年数%伸びている傾向になる。

(委員) 税率を上げざるを得ない状況とのことだが、近隣の市町村と足並みを揃えるということはあるのか。古賀市だけが国保税を増額するとなった場合には反発などが考えられるのではないか。

(古賀市) 基本的に近隣の市町村と税率改定の足並みを揃えることはない。財政状況や基金の有無、税率改定のタイミングなどそれぞれの市町村の状況に応じて対応している。なお、現状では古賀市が近隣市町村と比べて国保税が特別に高いという状況ではない。

国保税率の増額が必要な場合でも、将来の県内統一も見据え、急激に大幅な増額とならないよう、基金も活用しながら緩やかに税率を上げる等、被保険者への影響をできる限り軽減しながら、対応していきたいと考えている。

(委員) 令和7年度の税率を改定した場合、その後令和8年度に子ども・子育て支援金が導入されるため、そこで再度国保税が上がることで負担が大きいと被保険者が感じてしまうことは避けたい。そのため、今回の税率改定をどれくらいの上げ幅に調整するのかということは皆さんと話し合っていきたい。

(会長) 資料7ページ目「【推計】市国保の収支状況」等の内容を踏まえた上で、委員の皆さんに確認したいが、令和7年度古賀市国民健康保険税の税率改定の必要性についてはどうか。税率改定自体は「必要性がある」という認識でよいか。

(各委員の異論なし)

(会長) それでは、税率改定の必要性はあるとの方向性で、今後は具体的な税率等について議論していきたい。税率改定する場合の税率パターンについては事務局から資料の説明があったが、今後の国保税収や医療費等で変動も考えられる。国保税や納付金の状況や、県の方針等の内容を見極めながら見直すことも必要で、まずはどのような部分に配慮して税率改定を行うか議論したい。

(委員) 税率改定すると決定したらすぐ変更できるものなのか。具体的なスケジュールは。

(古賀市) 12月上、中旬に県から納付金の見込み額が示され、1月上旬に確定額が示される予定。

この納付金の額を確認した上で、税率も含めて国保運営協議会から答申いただく内容を踏まえ、市で決定した改定内容を令和7年3月議会に上程し、議決されれば、令和7年4月から令和7年度の国保税算定に適用されることになる。

(委員) 資料7ページ目【推計】市国保の収支状況④(国保税率を調整する場合)等のパターンは現在の古賀市の「応能割：応益割」の割合で計算しているのか。県が示す「応能割：応益割＝45：55」という数字とは差があるため、もう少し現在の古賀市の割合の中で、医療分を補填するように割合を変えて調整するなど急激な増加とまらない工夫が必要ではないか。資料のパターン別の試算も割合を変えることで結果が違ってくるのではないか。

(古賀市) 「応能割：応益割＝約45：55」は、現在の被保険者の状況等をもとに示されているおおよその割合で変動する可能性はあるが、県内完全統一となった場合も、この割合に近い値になる可能性が高く、段階的に近づけていく必要があると考えている。

今回の資料は増額の目安をパターン別に示したもので、結果としてこの割合がどのように変わるかの詳細については触れていない。どの区分をどの程度改定した場合に結果として割合がどう変わるかについても次回以降の資料で示させていただきたい。

(委員) 応益割を増額することは低所得者層にとって負担となる。所得がある層でも申告上の所得と生活の実態が異なる場合もあり、所得がある層から徴収すればよいと安易に考えることはできない。それを踏まえると増額の幅は低く留めるべきと感じる。

今回の資料は大まかなパターンとなっているため、今後はもう少し金額を細かくした様々なパターンの資料を確認しながら議論したい。

(会長) 今回の議論で、国保税率を改定せざるを得ないというところは確認ができた。今後は上げ方について検討していくことになる。これまで古賀市は応能割を高く応益割を低く設定しており、低所得者層に配慮していたと言えるが、今後は応益割も上げていく必要があることから、事務局には様々なパターンを試算し示してほしい。

(古賀市) 今回の資料はこれまでの県の傾向から推定される内容からイメージを持っていたため大枠のところでは示している。次回からもう少し詳細な資料を用意し説明させていただきたい。

4. その他

- 今回の資料及び協議については、本日欠席の委員にも事務局より内容説明を行う。
- 議事録署名委員は、会長から長崎委員を指名。

5. 閉会

【署名（古賀市国民健康保険条例施行規則第8条）】

会長	
会長の指名する出席委員	